

○唐津市建設工事に伴う業務委託最低制限価格制度事務処理要綱

平成 28 年 3 月 28 日

告示第 60 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、唐津市が発注する建設工事に伴う測量、設計、調査等の業務委託（以下「業務」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項及び唐津市財務規則（平成 17 年規則第 41 号）第 96 条第 3 項に規定する最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のために必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象業務)

第 2 条 最低制限価格制度は、競争入札により業務の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格が 500 万円以上の業務に適用する。

(最低制限価格の算定方法等)

第 3 条 最低制限価格は、別表業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の 100 分の 60 に満たない場合又は 100 分の 90 を超える場合は、予定価格の 100 分の 60 から 100 分の 90 までの範囲で適当と認められる額とする。

（平 31 告示 75・令元告示 41・令元告示 93・一部改正）

(指名通知等への記載)

第 4 条 市長は、競争入札において最低制限価格を設ける場合は、当該入札に係る指名通知等に最低制限価格を設定している旨を記載しなければならない。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に指名を行う競争入札から適用する。

附 則（平成 29 年告示第 84 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則（平成 31 年告示第 75 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に実施する建設工事等の競争入札から適用する。

附 則（平成 31 年告示第 128 号）

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則（令和元年告示第 41 号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年告示第 93 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年 10 月 1 日以後に実施する建設工事等の競争入札から適用する。

附 則（令和 6 年告示第 205 号）

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

別表（第 3 条関係）

（平 29 告示 84 ・ 平 31 告示 75 ・ 平 31 告示 128 ・ 令 6 告示 205
一部改正）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得 た額	—
建築関係の建設 コンサルタント	直接人件費 の額	特別経費の 額	技術料等経費の額 に 10 分の 6 を乗	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得

業務			じて得た額	た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の額に 10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等の額 に10分の5を乗 じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費 の額に10 分の9を乗 じて得た額	解析等調査業務費 の額に10分の8 を乗じて得た額	諸経費の額に10 分の5を乗じて得 た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費 の額	直接経費の 額	その他原価の額に 10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等の額 に10分の5を乗 じて得た額